平成３１年２月１２日

第９０回　神戸市個人情報保護審議会

不在者投票の投票用紙等の
オンライン請求について

（選挙管理委員会事務局）

神選第６９５号
平成３１年２月７日

神戸市個人情報保護審議会
会長　西村　裕三　様

神戸市選挙管理委員会
委員長　井上　考之

諮　　　問

神戸市個人情報保護条例第１１条第１項の規定に基づき，下記の事項について，貴会の意見を求めます。

記

1　不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について
（条例第１１条「電子計算機処理の制限」に関して）

不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について
（条例第１１条「電子計算機処理の制限」に関して）

・不在者投票事由（１号～６号）
・氏名
・生年月日
・選挙人名簿に登録されている住所
・投票用紙等の送付先住所の郵便番号
・投票用紙等の送付先住所
・電話番号

不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について

1　趣旨

不在者投票の投票用紙等の請求は，従来，直接又は郵便をもって書面により行うこととされていたが，選挙人の投票機会の確保を図る観点から，マイナンバーカードの公的個人認証サービスなどを利用したオンラインによる請求を可能とするため，「総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」が改正された（平成28年12月28日施行。別紙1参照）。

これにより，不在者投票のうち，選挙人本人が行う名簿登録地以外の市町村における不在者投票等に係る投票用紙及び投票用封筒の請求手続については，市町村のシステムの整備状況等に応じて，オンライン請求を行うことができることとなった。

本市においては，現在，住民票の写し等の交付の申請，所得証明書交付申請等で使用されている「兵庫県電子申請受付システム」（県内17市3町及び兵庫県で共同運営）を使用することで，不在者投票の投票用紙等のオンライン請求を行うことができるため，当該システムを使用したオンライン請求実施体制を整備し，選挙人の投票機会の確保に資する。

2　対象事務

不在者投票の投票用紙等の請求（オンライン請求化の対象部分については，別紙2参照）

※すべての国政選挙及び地方選挙について実施する。

3　事務の流れ（別紙2参照）

(1)　選挙人が「兵庫県電子申請受付システム」において，不在者投票の投票用紙等の請求に必要な取扱情報を入力の上，当該システムのサーバに送信する。

入力時にマイナンバーカードをICカードリーダーにセットし，公的個人認証を受ける。

※個人番号の入力や取得は行わない。

(2)　選挙管理委員会において，サーバから取扱情報を取得の上，当該情報を基に選挙人名簿と対照を行い，確認できた者に対し，不在者投票の投票用紙等を郵送にて交付する。

（確認できなかった者に対しては，確認できなかった旨の連絡を行う。）

4　導入の効果

現在，本市においては，不在者投票の投票用紙等の交付請求自体が投票日に近い時期にあり，選挙人からの請求に基づき投票用紙を交付しても投票期日に間に合わない場合や選挙人からの投票が投票期日を過ぎて届く場合がある。オンライン請求を実施することで，請求手続の時間短縮につながり，このような事例の減少が見込める。

また，従来は時間や手間が掛かるとしてそもそも不在者投票を行わなかった有権者について，有効な投票機会を確保できる可能性がある。

5　導入スケジュール

2019年6月まで：ページ設計及び試運用

2019年7月から：実施予定（7月執行予定の第25回参議院議員通常選挙から実施予定）

6　直近の選挙（平成29年10月22日執行　衆議院小選挙区選出議員選挙）における状況

(1) 当日有権者数　　　　　　1,269,313人

(2) (1)のうち投票者数　　　　600,268人

(3) (2)のうち不在者投票者数　　7,324人

7　個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」,「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」,「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき，以下のとおり厳格に対処する。

(1)　システム上の保護

ア　職員側のパソコンは，「PC統合管理システム」により管理されており，職員証を読み込ませた上でパスワードを入力しなければ，パソコンが起動しない。また，外部記録媒体へのデータ複製や不要なソフトウェアのインストール等を制限している。

イ　申請者のパソコンと，申請・届出データを受け取る兵庫県が委託している委託業者が管理するサーバ（以下,「委託業者サーバ」という。）との間は，TLS1.2による暗号化通信を行い，通信途中での漏洩及び改ざんを防止する措置を施す。

ウ　兵庫県電子申請受付システムは，共同運営システムとして構築されており，他団体とも委託業者サーバ機器等を共有するが，IPアクセス制限により他団体からのアクセスを自動的に判断し，制止する。

エ　委託業者サーバと地方公共団体間のネットワークは，地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークである「総合行政ネットワーク（LGWAN)」により，セキュリティを確保している。

オ　外部からの不正アクセスを阻止するファイアーウォール（外部侵入防止装置）については，電子申請受付システムのイメージ図のとおりに設けるとともに，コンピュータウィルス対策ソフトの導入等によりウィルス感染による情報漏えい等を防ぐ措置を講じる。

カ　申請データの受付時に到達番号及び問合せ番号(ID及びパスワードに相当)を申請者に発行し，申請者以外の者が申請・届出データにアクセスすることができないようにする。

キ　職員による操作については，ID及びパスワードにより適切に権限設定を行い，当選挙管理委員会の担当職員以外は，申請・届出データにアクセスすることができないようにする。

(2)　運用上の保護

ア　出力した個人情報を含む請求書等の文書は，従来の書面による請求書と同様に，施錠された書庫に保管するとともに，当該選挙で選出された首長・議員の任期が終了した段階で，速やかに適正な方法で処分する。

イ　パスワードを定期的に変更するとともに，サーバへの操作状況（アクセス状況等）を常時監視・記録する。

ウ　必要なデータは定期的にデータ記録媒体にバックアップして，専用室内に保管するとともに，

保存年限を経過したデータは，速やかに消去し，データ記録媒体は記録内容を復元できない状態にして廃棄する。

エ　委託業者サーバは専用センターに設置して施錠管理し，IDカードや生態認証による入退室管理やカメラによる24時間監視によりセキュリティが確保する。

オ　個人情報の適正な取扱いを確保するために，関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに，個人情報の適正管理について点検を行う。

別紙１

○公職選挙法(昭和二十五年四月十五日)(法律第百号)

(期日前投票)

第四十八条の二　選挙の当日に次の各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる選挙人の投票については、第四十四条第一項の規定にかかわらず、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所において、行わせることができる。

一　職務若しくは業務又は総務省令で定める用務に従事すること。

二　用務(前号の総務省令で定めるものを除く。)又は事故のためその属する投票区の区域外に旅行又は滞在をすること。

三　疾病、負傷、妊娠、老衰若しくは身体の障害のため若しくは産褥にあるため歩行が困難であること又は刑事施設、労役場、監置場、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院に収容されていること。

四　交通至難の島その他の地で総務省令で定める地域に居住していること又は当該地域に滞在をすること。

五　その属する投票区のある市町村の区域外の住所に居住していること。

六　天災又は悪天候により投票所に到達することが困難であること。

（略）

(不在者投票)

第四十九条　前条第一項の選挙人の投票については、同項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

○公職選挙法施行令(昭和二十五年四月二十日)(政令第八十九号)

(投票用紙及び投票用封筒の請求)

第五十条　選挙の当日法第四十八条の二第一項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人で、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票をしようとするもの又は船舶、病院、老人ホーム(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三に規定する老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム並びに同法第二十九条第一項に規定する有料老人ホーム(第四項において「有料老人ホーム」という。)をいう。第四項及び第五十五条において同じ。)、原子爆弾被爆者養護ホーム(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号)第三十九条の規定により同法第一条に規定する被爆者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。)、国立保養所(厚生労働省組織令(平成十二年政令第二百五十二号)第百四十九条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの内部組織のうち、身体障害者(身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第四条に規定する身体障害者をいう。以下この項において同じ。)であつて重度の身体障害を有するもののリハビリテーションに関し、治療、訓練及び支援を行うこと並びに戦傷病者の保養を行うことをつかさどるものとして総務省令で定めるものをいう。第四項及び第五十五条において同じ。)、身体障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設及び同条第二十八項に規定する福祉ホームのうち、専ら身体障害者を入所させる施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。)、保護施設(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項に規定する救護施設及び更生施設をいう。第四項及び第五十五条において同じ。)、刑事施設、労役場、監置場、留置施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院(以下この章において「不在者投票施設」という。)において投票をしようとするものは、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもつて、その投票をしようとする場所を申し立てて、投票用紙及び投票用封筒の交付を請求することができる。

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年十二月十三日)
(法律第百五十一号)

(電子情報処理組織による申請等)

第三条　行政機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の法令の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該法令の規定にかかわらず、主務省令で定めるところにより、電子情報処理組織(行政機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行わせることができる。

２　前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する法令の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該申請等に関する法令の規定を適用する。

３　第一項の規定により行われた申請等は、同項の行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該行政機関等に到達したものとみなす。

○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
(平成十五年三月二十四日)(総務省令第四十八号)

(適用範囲)

第三条　この省令は、別表の上欄に掲げる法令の同表の下欄に掲げる規定に基づく手続等について適用する。

(電子情報処理組織による申請等)

第四条　情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者は、行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、同項に規定する申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

別表

法令名	条項
（略）	（略）
公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)	第五十条第一項(同条第五項の規定により第三十五条第一項に規定する引続居住証明書類を提示しなければならない者及び船舶において投票をしようとする者に係る部分を除く。)、第五十二条、第六十九条(第八十二条第一項において準用する場合を含む。)、第百八条、第百九条の四第一項及び第二項第二号ロ、第百九条の七第一項及び第二項(これらの規定を第百九条の八において準用する場合を含む。)、第百十条の二第一項及び第二項(これらの規定を第百十条の三において準用する場合を含む。)、第百十条の四第一項及び第二項、第百十条の五第五項、第百十一条の五第一項、第百二十九条第八項並びに第百二十九条の四

改正により追加された（平成 28 年 12 月 28 日施行）。
→これにより，不在者投票の投票用紙等のオンライン請求について，市町村の電子申請システムの整備状況等に応じて任意に実施可能となった。

別紙２

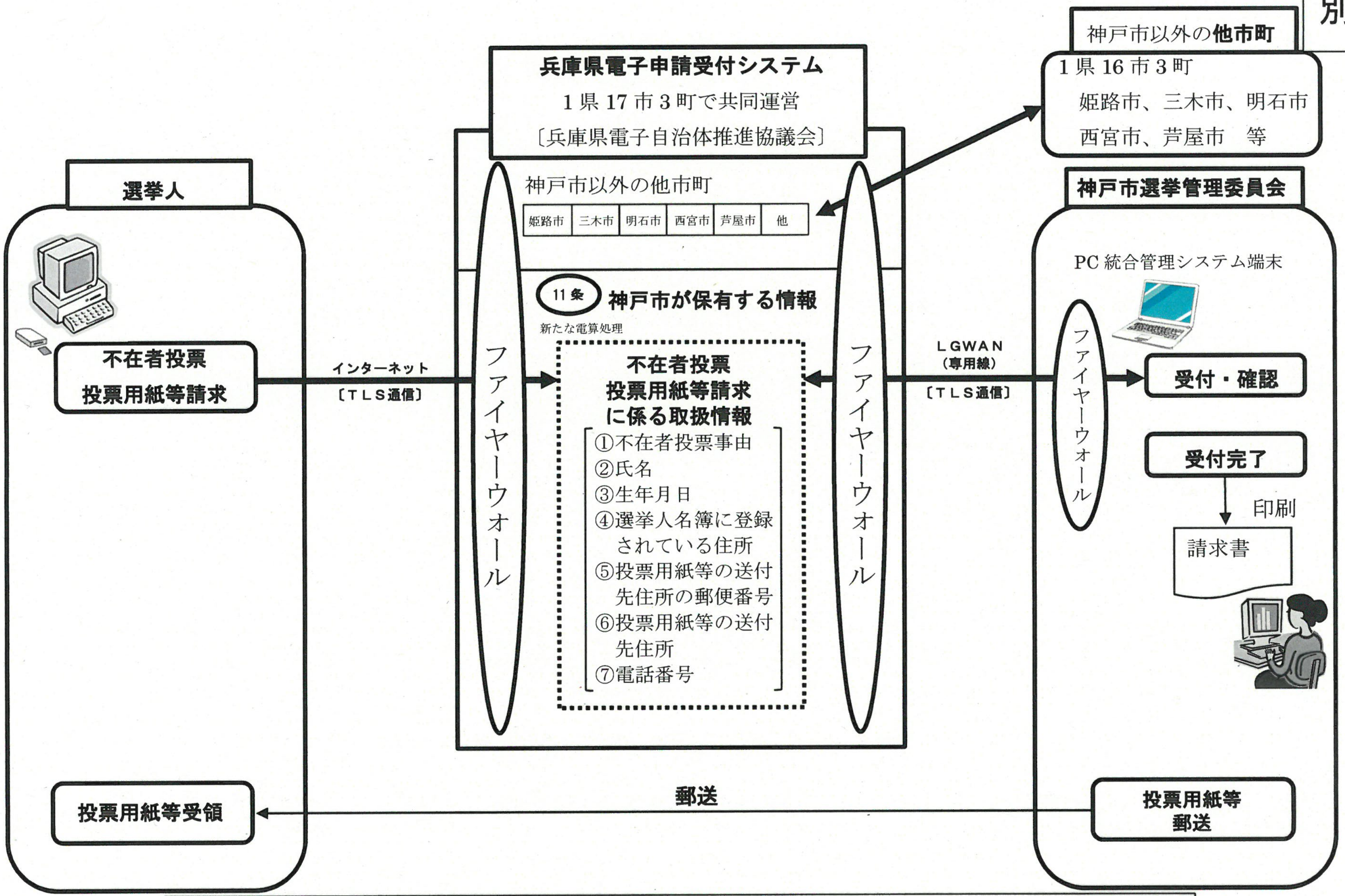

ＴＬＳ：Transport Layer Security　インターネット上で情報を暗号化して送受信する技術
ファイヤーウォール：Fire Wall　不正なアクセスを検出・遮断する仕組み
ＬＧＷＡＮ：Local Government Wide Area Network　地方公共団体同士を専用回線で接続したネットワーク

【参考】
現行：請求書兼 宣誓書用紙

投票用紙等請求書兼宣誓書

わたしは，平成＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日執行の＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿選挙の当日，下記の事由に該当する見込みですので，投票用紙と投票用封筒の交付を請求します。

なお，下記の事実に相違ありません。

神戸市＿＿＿＿区選挙管理委員会委員長　あて

※下記の太枠内の各項目について，記入又は該当する箇所を○で囲んでください。

1　記入日　平成　　年　　月　　日

2　不在者投票事由

↓　該当する事由に○印を記入してください。

	仕事等	仕事等とは， 出勤，出張，商用，本人又は親族の冠婚葬祭に従事すること
	用事等（投票区域外）	用事等とは， 上記以外の用事のため，居住の投票区の区域外に外出，旅行，滞在すること
	歩行困難	歩行困難とは， 出産，病気，負傷，身体障害等のため歩行困難なこと
	住所移転	住所移転とは， 現在，他の市区町村に居住していること
	天災等	天災等とは， 天災又は悪天候により投票所に到達困難なこと

3　請求者の住所・氏名等

ふりがな	
氏　　名	
生年月日	明治・大正・昭和・平成　　年　　月　　日生
選挙人名簿に登録されている住所	神戸市　　区　　町・通・台　　丁目　　番・番地　　号
滞在先住所 ※下記参照	（〒　　－　　） （電話番号　　－　　－　　）

※　投票用紙等を送付するために必要です。必ず，詳しくご記入ください。

※　宣誓書に記載いただいた個人情報は，当該選挙執行のための必要な範囲で利用します。法令に基づく開示要請があった場合その他特別な理由がある場合を除き，利用目的以外のために自ら利用し，又は第三者に提供しません。

以下は事務処理欄です。記入しないでください。

事　由	1・2・3・5・6
代理投票	
点字投票	男　　女

区・投票区	頁	行
交付種別		